



『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範 —鎌倉公方の服飾を中心として—

杉 山 一 弥

(國學院大學文学部兼任講師)

原稿受付平成19年1月5日；原稿受理平成19年4月7日

The Role of Clothing at Kamakura-Fu,
Described in "Kamakura-nenchuu-gyouji"
—With a Focus on the Clothing of Kamakura-Kubou—

Kazuya SUGIYAMA

Faculty of Letters, Kokugakuin University, Shibuya-ku, Tokyo 150-8440

Kamakura-nenchuu-gyouji is a description of the clothing in various classes of samurai in East Japan. The clothes and accessories were different for each class. They were required by Kamakura-kubou to dress in different colors, shapes, and materials. This applied to every event and ceremony. There were also differences in vehicles. Mon, weaved into clothes, was also very important, because Mon was an expression of the Japanese sense of beauty. The giving a way of clothes after wearing them was also very important in the Muromachi period. The rules of clothing applied not only to daily clothing but also to armaments. Clothing always symbolized the classes and formality. In East Japan in the Muromachi period, the clothing of samurai were determined not by the scale of one's power but by the status of the Kamakura-Fu.

(Received January 5, 2007; Accepted in revised form April 7, 2007)

Keywords: Muromachi period 室町時代, Kamakura-Fu 鎌倉府, ceremonial etiquette 儀礼, hitatare 直垂, ancient warrior costume 武装.

1. はじめに

室町幕府は、京都にその本拠地を定めると、旧鎌倉幕府の故地には足利尊氏の庶子足利基氏を派遣し、鎌倉府を創設して東国の押さえとした。以後、足利基氏の子孫は、鎌倉公方として東国に鎌倉府体制とよばれる社会構造を築いた。その後、鎌倉公方は、足利将軍との二度にわたる大規模な軍事衝突によって影響力を漸次縮小させながらも、戦国期にいたるまで東国の権威たり続けたのであった。その鎌倉公方を中心とした鎌倉府の主要な年中行事・儀礼・典礼等における着装規範について明らかにするのが本稿の目的である。

鎌倉府の着装規範について考えるとき、史料的价值を有し、後述のように史料論的にも信頼に値する文献史料が『鎌倉年中行事』である。同書は、① 鎌倉公

方を中心とした鎌倉府の年中行事、② 鎌倉公方の通過儀礼と諸典礼、③ 鎌倉府体制内における礼儀と書札礼、④ 補則の雑規定、の四部門によって構成された武家故実書である。著者は足利持氏・成氏両公方に仕えた海老名氏で、成氏が鎌倉から古河に移座した後、父持氏の時代に行われていた年中行事・儀礼・典礼等を本来のあるべき姿とみなし、それらの様相を書き留めたものである。鎌倉幕府以来の東国独自の風俗習慣を反映したものであることがその特徴である。同書は、原本が伝わらず『殿中以下年中行事』『成氏年中行事』など表題の異なる写本も伝来する。しかし『鎌倉年中行事』の表題をもち④部分をふくまない三部門構成の系統本がもっとも良質な写本である。そこで本稿では、三部門構成の国立公文書館内閣文庫所蔵本から服

飾の記述を抽出のうえ検討し、適宜、『群書類従』所収本にみられる④部分の服飾に関する関連記述によってその補足をおこなう。

これまでに『鎌倉年中行事』の分析から提起された論点は、同書の作成年代¹⁾²⁾、諸本の系統と記述の異同関係²⁾³⁾、各儀礼の由来と構成^{1)4)~7)}である。しかし同書にみえる服飾の記述については、鎌倉公方の装束について断片的に言及した論著はあるものの⁷⁾⁸⁾、鎌倉公方以外の東国武家諸階層にまでおよぶ武装をふくめた服飾全般を包括した専論はみあたらない。そこで本稿では、『鎌倉年中行事』に散見される服飾の記述を整理のうえ要約し、武装をふくめた東国武家諸階層の服飾を鎌倉公方のそれとあわせて考察することによって、鎌倉府の着装規範という視点から、身分格式の表象としての服飾の機能や役割を明らかにする。

研究手法としては、鎌倉府における正月行事、寺社参詣、節日、通過儀礼、出陣行列など個々の具体的な場における鎌倉公方とそれに従属した東国武家諸階層の服飾を総合的かつ実証的に検討し、その着装規範の明確化を試みる。なぜなら、従来の中世日本の服飾に関する研究は、多くは辞書的な事項別の分析という研究手法を用いるが、そうした研究手法では論じることの難しい問題、すなわち同一人物による装束の使い分けの意味や、同一空間に存在する人間相互の微細な階層関係の認識、という視点において、身分格式の表象としての服飾の役割や機能を明確に復元できると考えるからである。

2. 正月行事の服飾

鎌倉府の年中行事は、朝廷や室町幕府などと同様、年頭の正月中における一カ月間の諸行事がその中心を占めていた。そこで本章では、鎌倉府の主要な正月行事における鎌倉公方と東国武家諸階層の着装規範を明らかにする。

(1) 五箇日

五箇日（正月元・2・3・7・15日）には、いずれも朝ノ御祝、御^{おうぼん}塚飯、内塚飯の三儀礼がおこなわれた。五箇日の鎌倉公方の装束は、次のようなものであった。

まず朝ノ御祝と呼ばれた早朝の内々の御祝における鎌倉公方の装束は、「御^{具カ}単物二重浅黄、御紋松又一具御紋桐」であった。ここでの御単物とは、布製の^{具カ}大紋直垂を示す呼称として用いられ、絹製の直垂とは表記が区別されている。五箇日に用いる御単物の紋には

「松」と「桐」の二種があったが、「松」は元日のみに用いられ、ほかの日には足利氏の家紋である「桐」の紋を用いた。またこのとき間着の「御小袖」は、鎌倉公方の御随意に任されていた。しかしこれはあくまでも内々の御祝における鎌倉公方の装いであった。

鎌倉公方は、朝ノ御祝を終えると東国守護との御塚飯の儀礼に臨んだ*1。御塚飯における鎌倉公方の装束は「御直垂」であった。この御直垂は「二重」とあることから、裏打ちのある裕と考えられる。つまり鎌倉公方は、東国守護との歳首御対面には御直垂に着替えてこれに臨んだのである。

鎌倉公方は、御塚飯を終えると、ふたたび内塚飯と呼ばれる内々の塚飯に臨んだ。しかしそのときの装いは「御装束面之御祝同前」、つまり「御直垂」のままであった。内々の御祝であるため、あらためて着替えたり、衣紋を整えたりする必要がなかったのであろう。

この五箇日における鎌倉公方の装束の色目は、御直垂・御単物いずれの場合も元日が「浅黄」色で、2日が「褐」色、3・7・15日は「浅黄」「褐」のいずれかと定められていた。ただし御直垂を着用する場合の「御小袖」は「白」とし、これに「練」の「大口」を穿くべきと定められ、御単物の場合とは区別された。つまり御直垂の場合は、略装の御単物の場合とは異なり、小袖・大口の色・織にいたるまで厳密にその着装規範が定められていたのである。これは、鎌倉府における式正装束としての直垂の重要性を明らかにするものである。

また、この五箇日の三儀礼に出仕することができる塚飯奉行や御一家以下奉公之老若、および御手水ノ役らの装束は、みな「直垂」と定められていた。

五箇日に鎌倉府へ出仕できる者は、上記の東国守護と諸役人および近親者らのみであり、東国武家のなかでもごく限られた一部の者のみであった。それゆえ直垂を着用できることは、鎌倉府における身分格式の表象として重要な役割を果たしていたといえる。

(2) 関東管領亭御成

正月5日には、鎌倉公方による関東管領亭への御行始がおこなわれた。同日の鎌倉公方とそれに供奉する者たちの服飾は次のようなものであった。

*1 五箇日における鎌倉府の塚飯役は、元日が関東管領（兼伊豆・上野・武蔵守護）、2日が相模・安房守護の隔年、3日が常陸・下野守護の隔年、7日が鎌倉府政所執事、15日が上総・下総守護の隔年、で勤めることになっていた。

『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範

まず、鎌倉公方の装束は「桐」紋の「御直垂」であった。ただし、この日の鎌倉公方は五箇日のように途中で装束を着替えることはせず、出御から還御まで終日「御直垂」を着用したままであった。そして移動には「棟立」の「御輿」を利用した。ここに鎌倉公方は、日常の鎌倉市中の移動には「御輿」を利用していたことが明らかとなる。装束と同様、乗物も身分表象のひとつであったといえる。

またこの御行始には、普段から鎌倉府へ「直垂」を着用して出仕できる身分の者は、たとえ参集の触がなくとも自主的に鎌倉公方に供奉すべきと定められていた。ここに鎌倉府では「直垂」の着用を許されること自体が、身分格式の表象として機能していたことが改めて明確となる。

(3) 歳首御対面

鎌倉公方への年頭出仕始である歳首御対面は、正月中に各人ごと式日を決めて断続的におこなわれた。ここでは、出仕装束と対面日程の関係が重要であった。

まず、歳首御対面にのぞむ鎌倉公方の装束は「御直垂」であった。これは武家^{*2}のみならず、神主^{*3}・僧侶^{*4}らとの御対面の場合も同様であった。

一方、出仕する武家のうち、まず鎌倉府政所執事ら鎌倉府中枢の要職にあった者は、いずれも「直垂」を着用して歳首御対面に臨んだ。またその日の行事に携わる御所奉行や御荷用ノ人らもみな「直垂」を着用していた。さらに9日ごろの初子の日、見好法師が根松を持参して鎌倉公方に祝言を述べに訪れたとき、それに應對した者もやはり「直垂」を着用していたという。以上のことから、鎌倉公方のもとで鎌倉府中枢にあった者たちは、皆その身分格式をあらわす装いとして「直垂」を着用して出仕していたことが確定する。

しかし、鎌倉府中枢に位置しない者たちの歳首御対面は、装束・日程ともにこれとは異なっていた^{*5}。と

*² 鎌倉府中枢の歳首御対面の式日は、4日が鎌倉府政所執事・法体の宿老、8日が関東管領、10日が鎌倉府小侍所・評定奉行・侍所らであった。

*³ 8日が若宮社務（鶴岡八幡宮神主）との歳首御対面の式日であった。

*⁴ 12・13両日が鎌倉府護持僧〔勝長寿院・心性院、月輪院・遍照院・一心院〕、16日が建長寺以下五山・十刹・諸山長老、および鎌倉市中の律宗住持や比丘尼長老らとの歳首御対面の式日であった。

*⁵ 14日以降2月3日までのあいだに「外様」とよばれる伝統的雄族〔小山、結城、小田、宇都宮、佐竹、那須ら〕、および関東諸国の「国人」「一揆中」とよばれる階層の武家との歳首御対面がおこなわれた。

くに外様とよばれる東国の伝統的雄族や、国人・一揆中とよばれる階層の武家が着用する装束は、15日以前に出仕する場合は「直垂」であったが、15日以後の場合は多分に「単物」とされた。このうち「単物」で出仕した者は、鎌倉公方以下の諸役人らがみな「直垂」で出仕・應對するなか、自分だけが「単物」だったのである。視覚的にも自己の立場を思い知らされたことであろう。この場合の「単物」を単なる略装と解釈しては、そうした身分格式の問題を正確に理解することはできないのである。

鎌倉府への出仕装束は、各出仕者と鎌倉公方の政治的距離や、鎌倉府内における各人の身分格式を明確化する機能を果たしていたといえよう。

(4) 評定始

正月11日には、鎌倉府の評定始がおこなわれた。評定始における鎌倉公方とそれに列席することが許された者たちの服飾は次のようなものであった。

まず鎌倉公方の装束は、「香」色の「御直垂」に「精好」織の「大口」、間着は「白綾」の小袖という構成であった。そしてこの「白綾」の小袖は、鎌倉公方以外の平人は着用してはならないと定めている。つまり評定始という鎌倉府の統治権に関わる公的な儀礼の場における鎌倉公方の装束は、それまでの主従制を確認するための諸行事とは装いのうえでも明確に一線を画し、さらに鎌倉府中枢に位置する者たちとも間着の素材にいたるまで厳密に区別されたのであった。

その評定始に列席できたのは、関東管領、鎌倉府政所執事、鎌倉府問注所執事、評定奉行、および評定衆に列せられた者たちである。彼らの装束は、俗体の者は通常どおりの「直垂」であったが、出家している法体の者は、普段は「白革」の「丹皮^(靴)」を履き、「白」の「小袖」、「練」の「大口」で出仕が許されている者でも、この評定始のみは「褐」色で「無紋」の「直垂」を、「紙」縫りの「紐」でむすぶという装いが求められた。この日の着装規定の厳密さは、評定始という儀礼そのものと、これに列席できる身分格式の重要性を明示している。

そのことを示すかのように評定始に列席できる者は、その家臣のうち騎馬での御供が許された1~2名が、陪臣ながら「直垂」での出仕が認められた。また評定始に列席できる者自身も、馬のほか「網代輿」での出仕が許された。この「網代輿」で鎌倉市中を移動することが許された武家は、彼らのようなごく限られた者たちのみであった。鎌倉府において評定衆という身分

格式を獲得することの社会的意味が、この一連の着装規範によって明らかになる。

以上のように、鎌倉府における服飾は、平時における武家の身分格式を視覚に訴える手段であるとともに、鎌倉公方と東国武家の政治的距離を明確にする機能をもっていたといえる。また、鎌倉公方自身も、各儀礼の性格に応じて装束の色や素材を使い分けていたのである。そして東国の一般武家も、「直垂」で出仕する者と「単物」で出仕する者との峻別されており、服飾は鎌倉府という空間において同時に存在する人間相互の身分格式を瞬時に判断するための役割を担っていたといえる。服飾が、鎌倉府の社会構造のなかで身分格式の表象として重要な意味を持っていたことは明らかである。

3. 寺社参詣の服飾

鎌倉府の年中行事では、盛儀である鶴岡八幡宮への年頭御社参のほか、折々の寺社参詣が恒例とされていた。本章では、それら寺社参詣における鎌倉公方とそれに供奉する者たちの服飾を明らかにする。

鶴岡八幡宮への年頭御社参は、正月23日前後におこなわれた。鶴岡八幡宮は、諸寺社に先駆けて鎌倉公方の年頭御社参をうける資格を有し、室町期にも格別の待遇をえていた。そのときの鎌倉公方とそれに供奉する者たちの服飾は次のようなものであった。

まず鎌倉公方の装束は、「香」色の「御ヒタタレ」、^(直垂)「精好」の「御大口」、^(直垂)「白綾」の「御小袖」であった。この装いは、さきの11日の評定始とおなじ装いであり、鶴岡八幡宮への年頭御社参が、評定始と同様、鎌倉府の統治権に関わるきわめて重要な儀礼であったことを示している。

鎌倉公方の御社参に供奉する者は、その身分格式によって装いが厳密に定められていた。まず、御幣役を勤める者は、「白」色の「直垂」と「小袖」を着用し、「練」の「大口」を穿いていた。ただし、同役を上杉氏一族が勤めるときは、特別に白色ではなく「染直垂」でも良いとされた。この「染直垂」は、御剣役を勤める者も着用した。また鎌倉公方の「御輿」の前駆として身辺警護にあたる小舎人^{とどねり}は、「無紋、褐地之直垂」を着用したうえで「藤鞭」をもって供奉した。

こうした鶴岡八幡宮への御社参については、『群書類従』本に以下のような追加記述もみられる。

まず辻固めの任にあった小侍所は、「^(製子打)ナシウチ烏帽子」に「鎧直垂」を着用のうえ、「矢」を背負って

「弓」を持つという装いで、社頭の赤橋にある置石のきわで「唐櫃」に腰掛けると規定されている。

ところが、鎌倉公方の御輿の直近で警護する従者の^{なかいとのぼら}御中居殿原の装いは、「^(茶襦)スワウ」を着用して「^(袴)ハカマ」を穿き、「^(半)足ナカ」を履いて「^(返)カヘシ股立」はとらずに供奉するとある。この装いは、鎌倉公方に近侍しているとはいえ、小侍所を勤める者よりも明らかに下位に位置していることを示す。

また、おなじく御輿の近くに供奉する笠着ノ御供なる騎馬身分の従者は、やはり素襖・袴・足半^(数)という装いであったが、返し股立をとったうえで「引シキ」を腰にまき、「小太刀」を持つことが許されていた。これはおなじ鎌倉公方近侍の従者でも、騎馬従者と徒歩従者ではその装備品に細かな身分差が設けられていたことをあらわしている。

これに対して、鎌倉公方に供奉する多くの一般武家の装いは、「烏帽子」に「直垂」を着用し、「^{ゆがけ}鞆」を両手に付け、「^{ひきめ}引目」の矢を「弓」に取り添えて持つというものであった。

このように、鎌倉公方近侍の従者と一般の武家、そして諸役を勤める者とは厳然とその装いが区別され、鎌倉府の階層秩序を視覚的に認識させるため、身分格式にもとづく着装規範が明確に定められていたことがわかる。

この鶴岡八幡宮への年頭御社参がいかに重視されていたのかは、正月29日の雪下「今宮」御参詣、および同日の六浦「瀬戸三嶋大明神」御社参における鎌倉公方の装束との対比からも明らかとなる。なぜなら、29日の鎌倉公方の装いは、鶴岡八幡宮に赴いたときの「御直垂」ではなく、略装の「赤染」の「御単物」だったからである。ここからも鶴岡八幡宮への年頭御社参が、装いのうえでも一段と格別なものであったことが明確となる。

また、こうした鎌倉公方の寺社参詣における装束の使い分けは、同一寺社内における行事の日程によっても違いがみられる。たとえば鎌倉公方は、浄妙寺など足利氏ゆかりの菩提寺を訪れるとき、2月中の御焼香には「御直垂」で臨んだが、盆と歳末の御焼香のときは「御単物」で赴いたのであった。このように鎌倉公方の装いからは、年中行事の重要性の度合いも計ることが可能なのである。

鎌倉公方の寺社参詣における装束の使い分けからは、参詣先の寺社との政治的距離や、行事の重要性の度合いを明確に読み取ることができる。また、年頭の鶴岡

『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範

八幡宮への御社参では、それを見物する民衆の視線を意識してか、諸役人から公方従者にいたるまでじつに詳細な着装規範を定めていたことが判明する。供奉する武家も見物する民衆も、皆その装いによって鎌倉府の身分秩序を視覚的に認識したことであろう。

4. 節日の服飾

鎌倉府の年中行事を通覧したとき、鎌倉公方の装いで注目されるのは、季節をあらわす「紋」の記述が見られることである。とくにそれが明確なのは、上巳・端午・七夕および元旦の節日における装束である。

まず3月3日の上巳に由比ヶ浜でおこなわれた濱ノ御犬における鎌倉公方の装束は、「御紋櫻」の「御単物」であった。上巳の「櫻」の紋は、この浜ノ御犬という行事の性格をあわせて考えると非常に興味ぶかい。なぜなら、浜ノ御犬については、その由来について「毛胡退治ノ御祈祷タル」との記述があるからである。このことから濱ノ御犬とは、鎌倉期における対外危機の産物として成立・継承された風俗習慣とみることができる。それゆえ上巳の紋には、その年中行事の性格もあって、季節の花であるとともに、古来から我が国の花の象徴でもあった「櫻」が選ばれたと考えられるのである。

また5月5日の端午における装束は、「御紋蓬菖蒲」の「御単物」であった。端午の「蓬菖蒲」の紋は、まさに季節の表現そのものである。端午には、菖蒲湯に入り、屋敷の軒に蓬や菖蒲を挿す風俗習慣があった。とくに「菖蒲」は、尚武や勝負に音通することから、武家にはとりわけ好まれた植物であった。

そして7月7日の七夕における装束は、「御紋梶葉」の「御単物」であった。この七夕の「梶葉」の紋もやはり季節の表現そのものである。七夕には、七枚の梶葉に詩歌を書いて織女星を祭る風俗習慣があった。梶葉の紋は、そうした季節の風俗習慣にあわせて選択されたものであったといえる。

これら一連の動向に鑑みれば、さきの正月元旦に鎌倉公方の装束としてみえた「御紋松」の「御単物」も、季節の表現であったといえる。つまり「松」の紋は、単なる吉祥文様として解釈するのではなく、元旦・上巳・端午・七夕という年中行事の流れのなかで捉えるべき問題なのである。それゆえ「松」紋は、一般的な慶祝で用いられる紋でもあるが、ここでは門松に代表される元旦の季節表現としての意味合いが強かったと考えられるのである。

以上のような「紋」の選択は、いずれも鎌倉公方の服飾における季節表現とみることができる。そしてこれら季節の植物を題材にした紋は、足利氏の家紋である「桐」紋の装束とは明らかに異なった意味をもっていったといえよう。節日における鎌倉公方の服飾には、季節感という日本人固有の美意識が「紋」というかたちで取り込まれていたのである。

5. 通過儀礼の服飾

本章では、鎌倉公方の通過儀礼における服飾について考察する。通過儀礼には、誕生祝〔着帯、産所移居、誕生初夜および3日（産湯）・5日（胞衣）・7日（命名）・50日（祝餅）・100日（産所払）の祝〕や、成育祝〔髪置、箸直、深曾木、着袴（男児）・帯直（女児）、矢開（男児）〕、成人祝〔元服（男児）・鬢曾木（女児）〕、婚礼祝〔定約・成婚〕などがある。これら諸儀礼のうち、『鎌倉年中行事』によって明らかになる鎌倉公方の祝礼は、誕生祝、元服儀礼などである。

(1) 誕生祝

鎌倉公方の誕生祝については、「若君様・姫御料様御誕生之時御座所之次第事」との項目が立てられている。そこでの着装規定に関する記述は、「鳴弦ノ役、御引目ノ役、御荷用ノ人、典薬頭、皆以、白キ直垂ナリ、矢取ト御疊持テ射サスル若党ハ、ヒトヘ物也」と簡潔な記述があるのみである。しかしこれは、身分によって「直垂」か「単物」かという区別は設けられているものの、いずれの装束でも「白」色を身につけることがすでに常識の類に属していたためと考えられる。鎌倉公方が御産所へ赴くときの装束も、当然「白」の「御直垂」であったとみられる。

(2) 元服儀礼

元服儀礼については、「公方様御元服之事」との項目が立てられている。そこに記された元服儀礼における鎌倉公方の服飾は次のようなものである。まず理髪が御基役（海老名氏か本間氏）によって調えられ、髪は「紫ノ組ノ平キ」紐で締められた。そのうえで「御立烏帽子」をかぶせてもらうのだが、鎌倉公方の場合は、通常のように加冠役はもうけられていない。これは鎌倉公方が、元服の際に嘉例として京都の足利将軍から御一字を拝領することが関係しているとみられる。

理髪を終えると、鎌倉公方は、愛甲中将なる人物の手によって「御装束」が整えられた。その御装束は、間着の「御相」で衣紋を整えたうえ、「御狩衣」と「御指貫」を召すという構成であった。それらの色目

は、御狩衣が「木賊色」^{とくさいろ}、御指貫が「紫」、御相が「紅」で、「御紋」はいずれも「桐」であった。またこれらの「御装束」は、鎌倉府政所が京都に使者を遣わして、室町幕府政所に調進してもらおうべきとする。

このように、鎌倉公方の元服儀礼の「御装束」が室町幕府によって調進されていることは、鎌倉公方による政治的立場の示威行動との関連が考えられる。つまり東国における元服儀礼の際、鎌倉公方のみが京都の足利将軍から偏諱^{へんき}とあわせて「御装束」を拝領して着用することは、鎌倉公方にとって自らが特別な存在であることを東国武家諸階層に明示する象徴的行為のひとつであったと考えられるのである。鎌倉公方が室町幕府によって調進された御装束を元服儀礼の式正装束とした背景には、服飾を利用した鎌倉公方の地位の明確化という意図が読み取れるのである。

鎌倉公方は、元服儀礼の当日、その後さらに「ハクタミ」^(薄)の「御タ、ウ紙」^(帖)および「御檜扇」を持ち、「御ク、リ」^(括)を結んだうえで「アサイ沓」^(浅)を履き、二度におよぶ元服祝の御座に臨んだ。まず一度目の御妻戸ノ間での御酒式三献には、関東管領、御剣役(御一家)、弓・征矢役(海老名氏)、沓・行騰役(本間氏)、御具足役(不定)、御荷用ノ人々ら「皆」が「直垂」姿で出仕し、それぞれの役にしたがって関東管領の御祝品を進上した。その後、十二間ノ御座において二度目の御酒三献がおこなわれ、関東管領、諸役人、宿老のほか、御荷用ノ人、奉公・外様の者までが、あらためて御剣・御馬などを身分に応じて進上した。

鎌倉公方が元服儀礼で使用した「御装束」に関しては、一連の御祝が終わったあとの扱いがきわめて特徴的である。すなわち「御装束、悉鶴岡神主ヲ召サレ被下」とあり、鎌倉公方が元服儀礼でもちいた御装束は、すべて鶴岡八幡宮の神主(大伴氏)に下されたというのである。そして、これにともない鎌倉公方の烏帽子は、御基役によって「左折ノ御烏帽子」に改められた。また、鎌倉公方は一両日中に吉日を選んで鶴岡八幡宮に御社参するのだが、そのときの装束もやはり「御直垂」に改められている。ただ、その御社参に供奉した御幣役を兼ねる御剣役以下の皆も「直垂」であったが、それに対応する鶴岡八幡宮の神主だけは、鎌倉公方から下された「御装束」を着用したのであった。すなわち御立烏帽子、桐紋を付した木賊色の御狩衣、紫の御指貫、という鎌倉公方が元服儀礼でもちいた装束である。これは鶴岡八幡宮の神主が、同宮社参の帰途に訪れることになっていた荏柄天神、熊野、稲

荷、御所之御上ノ八幡など鎌倉市中の諸社神主とは明らかに区別された存在であったことを示している。ここに鎌倉公方と鶴岡八幡宮神主の特別な関係を、御装束の下賜とその着装という行為からも知ることができるのである。

(3) 御移徙

通過儀礼の記載のなかには、鎌倉公方の居館が新築された際、その御移徙にのぞむ鎌倉公方の服飾についても著述されている。「御所造并御新造ノ御移徙之様体ノ事」の項によると、鎌倉公方の御移徙の際の装束は「御直垂」で、「御車」に乗ってこれに臨んだとある。また、それに供奉する人々の装いは、「白キ直垂」と規定されていた。これは正月行事の17日条に、居館の御新造の年に催される年始の御的では、射手の皆が「白」色の「直垂」を着用していたという記述と相俟って興味ぶかい。この「白」を基調とした装束は、誕生祝に用いられることをみても、やはり清浄を表現する装いとの意味合いもあったのであろう。

さらに注目されるのは、鎌倉公方の移動が「御車」とされていることである。御車とはすなわち牛車のことである。牛車は、鎌倉公方が御車寄で下車すると牛をはずし、牛飼はその牛をつないだ御車寄の柱のもとに三日間ほど伺候したというのである。室町期の鎌倉市中で牛車が使用されたことを示す史料はこの他にはない。また、日常の鎌倉公方の移動では「御輿」が用いられていたことは先述したとおりである。しかしこの記述が事実ならば、「御車」すなわち牛車は、鎌倉公方であることを示す身分表象として、装束とともに応分の効果をもっていたことであろう。

中世社会において装束は、その着装のみでなく、使用後の下賜という行為にも重要な意味があったことを忘れてはならない。また中世武家の服飾は、その装束や装身具ばかりではなく、乗物までもふくめた総合的な視覚効果という観点から捉え直すことが重要と考える。なぜなら、装束と乗物の二つこそが、それを使用する者の地位を一般に知らしめる記号として、きわめて重要な意味をもっていたからである。

6. 出陣行列の武装

本章では鎌倉公方と東国武家諸階層の武装について扱う。軍陣における武装については、「公方様御発向ノ事」という項目の記述から知ることができる。この記述は、四代鎌倉公方足利持氏が、みずから軍陣に身をおき勝利した上杉禅秀の乱(応永23年、1416)と

『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範

常陸小栗氏追討（応永30年、1423）の事例をもとに、鎌倉公方の佳例として武家故実化されたものであった。

まず、鎌倉公方が居館から出陣する当日の武装は、「左折之御縁漆」の梨子打烏帽子を着用のうえ、「金欄ノ御肩衣」を身に纏い、「小袴」を穿き、弓手（左手）に「御籠手」、右脇に「御腋楯」を装着していた。そして、脛には「御脛当」を巻き、足には「鎌」の「御丹皮」を履いていた。

また、装着した大鎧のうえに締める「上帯」は、「赤」と定められた。ただ、鎌倉市中を出てイタチ河（横浜市栄区）において昼食をとると、ひとたび大鎧の胴部分はずして脇盾のみの「小具足」姿になり、武蔵国府中の高安寺（東京都府中市）において、ふたたび皆具の「御具足」姿になることも佳例とされている。

さらに、軍陣において鎌倉公方が身につける各種武具についても基本の料が厳密に定められていた。すなわち、座るときの敷物である「御引舖」は「虎皮」を使用し、「御剣」は「大食」という名刀を持参、その雨覆いには「広股寄」を使用し、「御腰物」には「牛目貫」の拵をもちいるべきとする。そのほかにも「御弓」は「滋藤」, 「御征矢」は「切府」か「中黒」の矢羽を使用するべきとし、矢を入れる「御箠」は猪の毛皮をはった「逆類」をもちいた。

また、鎌倉公方が用いる馬や馬具についても規定があった。まず御馬の色は「栗毛」を基本とした。ただしこれは鎌倉公方の御随意に任せてよいとする。また馬具については、「鞍」もやはり鎌倉公方の御随意に任せてよいが*6、「御鍔」と「御総」は事前に召替馬の二頭分まで用意して掛けておくべきとする。そして召替の馬は、その二頭のほかにもさらに三頭から五頭ほど用意すべきとされている。

ところで、鎌倉公方の出陣における行列次第は、先頭から、①御旗差役（設楽氏）、②御先打十騎、③御甲役（梶原氏）、④御調度〔弓・征矢〕役（海老名氏）、⑤御劔役（御一家）、⑥召替の御馬、⑦公方様（鎌倉公方）、⑧御沓役、⑨供奉の人々、という九つの集団から構成されていた。

*6 馬具は、鎌倉公方の御随意に任せて良いとされている。しかしその基本の料は、正月五日条に「金鞍、同鍔」は「公方様、是ヲ召サル」、また『群書類従』本に「公方様、御張鞍、虎豹皮、葛切付小鞆、播磨皮之白キ力革、金カナグ、クロ皮ニテケケル、紫ノ鞆」とあるごとく定められていた。

このうち⑦公方様（鎌倉公方）の行列に加わったのは、鎌倉公方のごく近くに仕える従者であり、彼らの武装は、鎌倉公方に奉公する一般武家の従者の装いや行列の指標ともなった。そこで、この⑦公方様（鎌倉公方）の行列に関しては、鎌倉公方の身辺を固める下層身分の者たちに関してまで、鎌倉公方の武装と同様に詳しくみることとする。鎌倉公方を直近でささえた下部組織の従者については詳らかでないことが多く、その実像を探るのには意味があると考えられるからである。

まず、⑦公方様（鎌倉公方）の行列の最前部を構成し、6・8・10人いずれかの二行一番でならぶ御力者の武装は、いずれも「出張頭巾」という「黒布ニテク、リテ、後ノ方ヲハ広クシテ中一所バカリト」じたものをかぶり、「白」の「スワウ」を着用し、染めた「小袴」を穿き、「引舖」を腰にむすんで、「太刀」を帯びるといふ装いであった。また、そのなかからとくに選ばれた兄部役の者は「御長刀」を持ち、二番目の者は「御柄長杓」を持つことになっていた。

そして御力者につづく、やはり下層身分である小舎人・朝夕・御雑色の三者についての装いも明らかとなる。小舎人・朝夕・御雑色の武装は、やはり素襖・小袴であることに変わりはないが、身に付けている武具は、わずかに「小太刀」のみであった。彼らは御力者より一段低い身分にあったことが武装からも明らかである。

また鎌倉公方の御馬廻に御覚悟と号して仕えた御中居殿原の装いも判明する。御中居殿原は、やはり素襖・小袴・小太刀を身に付けており、このことは小舎人・朝夕・御雑色と同じであったが、さらに御力者のように「ヒツシキ」を腰にむすんでいるほか、「劔」を担ぐことができた。このような武装からも御中居殿原は、小舎人・朝夕・御雑色はもちろん御力者よりも上位であったことが窺える。

このほかに御厩者身分もあり、そのうち二名が鎌倉公方の乗る御馬の世話をした。そのほかの御厩者たちは、⑥召替の御馬の世話をすることになっていた。武装は明らかでないが、小舎人・朝夕・御雑色らとはほぼ同様であろう。

行列①～⑤や⑧⑨に関しては、このほかにも細かな配置や、整えるべき武装について厳密な規定があった。

たとえば、⑧御沓役の行列を例にとると、行列の順序は、まず最前部に力者が2人だけ二行一番になら

び、次に「弓笛」^{しっこ}を背負った中間^{ちゅうげん}が6人から20人ほどつづき、その次に「太刀」を持った中間を配し、御沓役である当人の傍らには既者2人と傘持1人が伺候した。これらの者たちの武装は、いずれも⑦公方様(鎌倉公方)の行列に准ずるものであった。つまり力者・中間らは「素襖・小袴」を基本とし、太刀の種類や、引敷の有無などによって細かな身分差をあらわしたのである。

また、御沓役など役人を勤める者たちの武装にも規定があった。すなわち役人はみずから「弓・征矢」を背負ってはならず、代わりに若党身分の者に縁塗の烏帽子を着用させて弓・征矢を背負わせ、さらにそのうち1人には兜を装着させて役人の前を歩かせた。これは、役人ではない一般の武家たちが「弓・胡縁」^{やなぐい}を帯びた装いで鎌倉公方に供奉したことは明らかに区別された武装であった。

そのほかの一般武家の規定としては、「長刀」は左、「柄長杓」は右に配することなども定められていた。また馬についても種々の規定があった。まず、乗替の引馬は一匹のみに制限された。さらに馬には「鞍覆」^{おおい}*7と「総鞆」^{（原）しりがい}*8は掛けてもよいが、「馬鎧」は合戦直前まで掛けてはならないと定められていた。

鎌倉公方が帰陣するときの還御の様相は、これまで述べた出陣のときと同じ規定であった。

さらに、鎌倉公方が勝利して鎌倉へ戻ったのち、薬師如来と称して建長寺をはじめとする鎌倉五山に参詣したときの服飾規定は以下のとおりであった。鎌倉公方の装束は、「御立烏帽子」に「香ノ御直垂」を着用のうえ、「精好」の「御大口」を穿き、「白綾」の「御小袖」を召すという構成であった。また、鎌倉公方に供奉する者たちの装束は、いずれも「白」色の「直垂」であった。これは、鶴岡御社参に准じる装いであり、この御参詣の儀礼的な意味の重要性を、その装いからも知ることができる。

以上が『鎌倉年中行事』に記された鎌倉公方と東国武家諸階層の出陣に関わる武装の実態である。

ただ鎌倉公方自身の武装に関しては、中世絵画の『結城合戦絵詞』(国立歴史民俗博物館所蔵)をあわせて検討すると、そのイメージが豊かになる。『結城合

*7 鎌倉府における鞍覆の料は、鎌倉公方が「段子・金欄」、関東管領が「兎羅綿・同毛氈」、奉公衆が「播磨皮」との補足規定が『群書類従』本にある。

*8 鎌倉府における鞆の料について、「紺」は「法体之人」が用いる色との補足規定が『群書類従』本にある。



図1. 切腹する鎧直垂姿の足利持氏

鎌倉公方足利持氏が切腹する場面の装いは、桐紋を付した赤地の鎧直垂に、籠手・臍当を装着し、貫を履いた姿で描かれている。『結城合戦絵詞』(国立歴史民俗博物館所蔵)。

戦絵詞』は、詞三紙と絵五紙2場面によって構成され、室町末期の15世紀末から16世紀ごろに製作されたとみられる作品である。このうち、絵部分の後半三紙中に描かれているのが、永享11年(1439)、永享の乱に敗れた鎌倉公方足利持氏が、鎌倉永安寺において自刃した場面の様相である⁹⁾(図1)。この切腹場面での足利持氏の装いは、桐紋を付した赤地の鎧直垂姿で、弓手(左手)に御籠手、脛に御臍当を付け、貫の沓をはいている。ただ厳密には、足利持氏が実際の自刃時にこの装いであったのかは定かでない。たとえば足利持氏は烏帽子を着けない乱髪で描かれているが、これは敗軍の将としての持氏の姿をきわだたせる絵画表現とみることができる。しかし『結城合戦絵詞』に描かれた足利持氏の鎧直垂姿は、戦国期段階での鎌倉公方の武装に関する認識を示した稀有な中世絵画といえる。

鎌倉公方の武装が大鎧の下に鎧直垂を着用するものであったと分かると、『鎌倉年中行事』に記された「金欄ノ御肩衣」についても一定の理解が可能となる。従来のような軽武装・略武装という理解はいささか不正確で⁸⁾¹⁰⁾¹¹⁾、軍陣における鎌倉公方の料の外衣としての陣羽織(具足羽織)との理解が正確と考える。なぜなら、先述のように公方従者の装いが素襖と明記さ

『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の着装規範

れている以上、この肩衣を旧来のように軽武装・略武装と理解すると、鎌倉公方が従者の素襖よりも下級の料である肩衣を着用していたことになり、きわめて不自然だからである。この「金襴ノ御肩衣」については、鎌倉公方の出陣行列に加わった全員の武装のなかでの対比、換言すれば『鎌倉年中行事』というテキスト全体の流れのなかで理解すべき問題であり、時期の異なる史料と比較検討し、あるいはこの部分だけを抜き出して論じてみても正確な理解には結びつかないのである。

以上のように、鎌倉公方をはじめとする鎌倉府勢の武装には、鎌倉府体制に属する者たちのあいだで認識を共有する着装規範が定められていたといえる。つまり、軍陣における武装についても、身分格式の視覚化が図られていたのである。武家における身分格式の指標としての服飾は、従来から殿中儀礼をはじめとする平時の場合は注目されてきたが、それは平時のみではなく、戦時における武装にまで及んでいたのである。

7. おわりに

本稿での考察の結果、鎌倉府では次のような着装規範が定められていたことが明らかになった。

まず、鎌倉公方の式正装束は、儀礼の内容によってつぎの三型に類型化できる。Ⅰ型は、香色の直垂、精好の大口、白綾の小袖という構成で、これは評定始、鶴岡八幡宮への年頭御社参、鎌倉五山への戦勝報告御参詣などに用いられる装いであり、いわば鎌倉府の統治権の問題に直結したもっとも重要な儀礼において着用される装束であった。Ⅱ型は、浅黄色や褐色の直垂、練の大口、白色の小袖という構成で、これは御塩飯、関東管領享御成、歳首御対面、菩提寺への年頭御焼香などに用いられる装いで、いわば鎌倉府の主従制に関係する主要な儀礼において着用されたⅠ型に准じる装束であった。Ⅲ型は、浅黄色・褐色・赤色などの単物で、これは五箇日の朝ノ御祝、今宮・瀬戸三嶋大明神への御参詣、盆・歳末の菩提寺御焼香、節日などに用いられる装いで、鎌倉公方の内々の行事や通常の外出で着用されるやや略装束された装束であった。

また装束の紋は、通常の場合は足利氏の家紋である桐であったが、節日には季節の植物をあしらった松、櫻、蓬菖蒲、梶葉などが用いられた。

このほか元服儀礼当日の装束が、木賊色の狩衣、紫色の指貫、紅色の相という構成で、狩衣系統の装束であったことも東国では鎌倉公方だけの特徴であった。

またこの狩衣は、使用後、鶴岡八幡宮の神主に下されたことも特筆される。

さらに乗物については、輿にくわえて牛車を使用したのも東国では鎌倉公方だけの特典であった。

これらのうち、Ⅰ型の装束、元服の装束、牛車の三点はとくに鎌倉公方だけの料で、服飾における鎌倉公方であることの身分表象であった。

つぎに一般武家の服飾は、基本的には直垂の着用が許された者と、単物を着用する者の二種に区分されていた。まず直垂は、鎌倉府中枢として出仕する者に許された装束であった。直垂は、その着用を許されていることが参加条件の正月行事も存在するなど、身分表象のひとつとして機能していた。また、直垂の着用を許された者がさらに評定衆に列せられると、輿の使用が許されたうえ、その従者にも直垂の着用が許された。他方、単物は、鎌倉公方とは政治的距離のある伝統的雄族や、中・下級階層の武家の装束であった。この単物は、それを単なる略装と解釈すると、身分格式の問題を正確に捉えることができなくなる。

こうした身分格式にもとづく服飾の差別化は、一般の東国武家に対しては、評定衆への道をひらくことによって鎌倉公方への求心力を高める手段として利用されたことであろう。またその表裏の問題として、東国の伝統的雄族がしばしば一族内外を問わず守護職をめぐって争う背景には、それが諸儀礼での服飾の差別化と一体的問題であったことにその一因があると考えられる。つまり鎌倉府の着装規範にとって重要であったのは、領主としての規模や官位ではなく、職や役にもとづく鎌倉府の身分格式を獲得することにあつたのである。

そして、服飾による身分格式の視覚化は、平時の殿中儀礼のみならず、戦時における軍陣での武装までも明確に規定されていた。たとえば公方従者のような下級階層は、上級の武家が鎧の下に鎧直垂を着用したのに対し、素襖が基本であった。そして従者間でも、さらに各種武具の装着の有無によって微細な身分の視覚化が図られていた。戦時の着装規範が下級階層にいたるまで詳細に定められていたのは、武装はあくまでも非日常的な装いであるため、非常時に備えて平時からその規定を明確にし、軍陣に臨んでは瞬時に武家相互の階層関係を判断できるよう配慮していたためと考えられる。

また『鎌倉年中行事』の服飾に関する著述は、鶴岡八幡宮への年頭御社参と出陣行列の両例のみが、下級階層の服飾まで詳述していることに特徴がある。それ

はこの両例が、ひろく民衆の目に触れる機会であったためと考えられる。なぜなら、そうした鎌倉市中における衆目のなかこそ、身分格式の表象としての服飾がもっとも効果を発揮する場面であったと考えられるからである。それゆえこの両例では、鎌倉府の社会秩序を視覚的に表現するため、とくに下級階層にいたるまでその着装規範が詳細に規定されたのであろう。

鎌倉府の着装規範は、室町期の東国武家社会における身分格式を明確にする手段のひとつとして、平時・戦時、殿中・市中を問わず、その標識として機能していたのである。そしてそれは、武家自身が、相手に対して採るべき礼儀作法のあり方を判断するための尺度としても機能していたことであろう。

本稿の執筆にあたり國學院大學二木謙一教授のご教示をいただいた。

引用文献

- 1) 佐藤博信：『殿中以下年中行事』に関する一考察、『中世東国足利・北条氏の研究』、岩田書院、東京、7-24 (2006, 初出1972)
- 2) 阿部能久：『鎌倉年中行事』と関東公方、『戦国期関東公方の研究』、思文閣出版、京都、99-138 (2006)
- 3) 伊藤一美：旧内膳司浜島家蔵『鎌倉年中行事』につい

- て一関東公方近習制に関する覚書一、鎌倉、21、69-83 (1972)
- 4) 田辺久子：年中行事にみる鎌倉府一正月椀飯と八朔一、神奈川県史研究、49、1-8 (1982)
- 5) 藤木久志：鎌倉公方の春一中世民俗誌としての『鎌倉年中行事』一、六浦文化研究、7、1-25 (1997)
- 6) 山田邦明：鎌倉府の八朔、日本歴史、630、40-46 (2000)
- 7) 二木謙一：『鎌倉年中行事』にみる鎌倉府の儀礼、『武家儀礼格式の研究』、吉川弘文館、東京、193-215 (2003, 初出2002)
- 8) 谷田闖次、小池三枝：『日本服飾史』、光生館、東京、91-118 (1989)
- 9) 秋山光夫：結城合戦絵詞の出現、画説、72、823-838 (1942)
- 10) 柴田美恵：肩衣の系譜、服飾美学、1、104-117 (1971)
- 11) 佐藤泰子：『日本服装史』、建帛社、東京、86-93 (1992)

引用史料

『鎌倉年中行事』は、①国立公文書館内閣文庫所蔵本、特18-4、②国立公文書館内閣文庫所蔵本、153-48、の二冊を使用。

『殿中以下年中行事』は、群書類従本（続群書類従完成会）の巻408 武家部9、を使用。

『結城合戦絵詞』は、小松茂美（編）：続日本の絵巻、17、中央公論社、東京（1992）より引用。